

平成27年9月28日 招集

平成27年門真市教育委員会第9回定例会

議案書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第9回定例会
平成27年9月28日（月）午後2時
別館3階 第3会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第8号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について)	1
第4	議案第45号	門真市立沖小学校敷地の変更について	3
第5	議案第46号	門真市教育委員会会議規則の一部改正について	6
第6	議案第47号	平成27年度門真市教育功労者の表彰について	8
第7	議案第48号	平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について	13

承認第8号

**臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する規則の一部改正について)**

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成27年9月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員についての特例)	(育児又は介護を行う職員についての特例)
第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。	第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>小学校に就学している子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎	(2) <u>小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎
(3) 略	(3) 略

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

議案第45号

門真市立沖小学校敷地の変更について

門真市立沖小学校敷地の一部を行政財産（教育財産）から普通財産に変更するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年9月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市立沖小学校敷地の一部を、道路として拡幅整備し道路法（昭和27年法律第180号）に基づく区域として供用するため、行政財産（教育財産）から普通財産に変更するにつき、本案を提出するものである。

敷地の変更をした教育財産

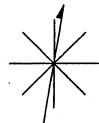
※敷地の設定

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 変更した教育財産 | 旧門真市立沖小学校 |
| 2. 所在地 | 門真市沖町787番 |
| 3. 変更した敷地 | 土地45.46m ² |
| 4. 変更年月日 | 登記完了日 |
| 5. 所管する課 | 総務部総務管財課 |

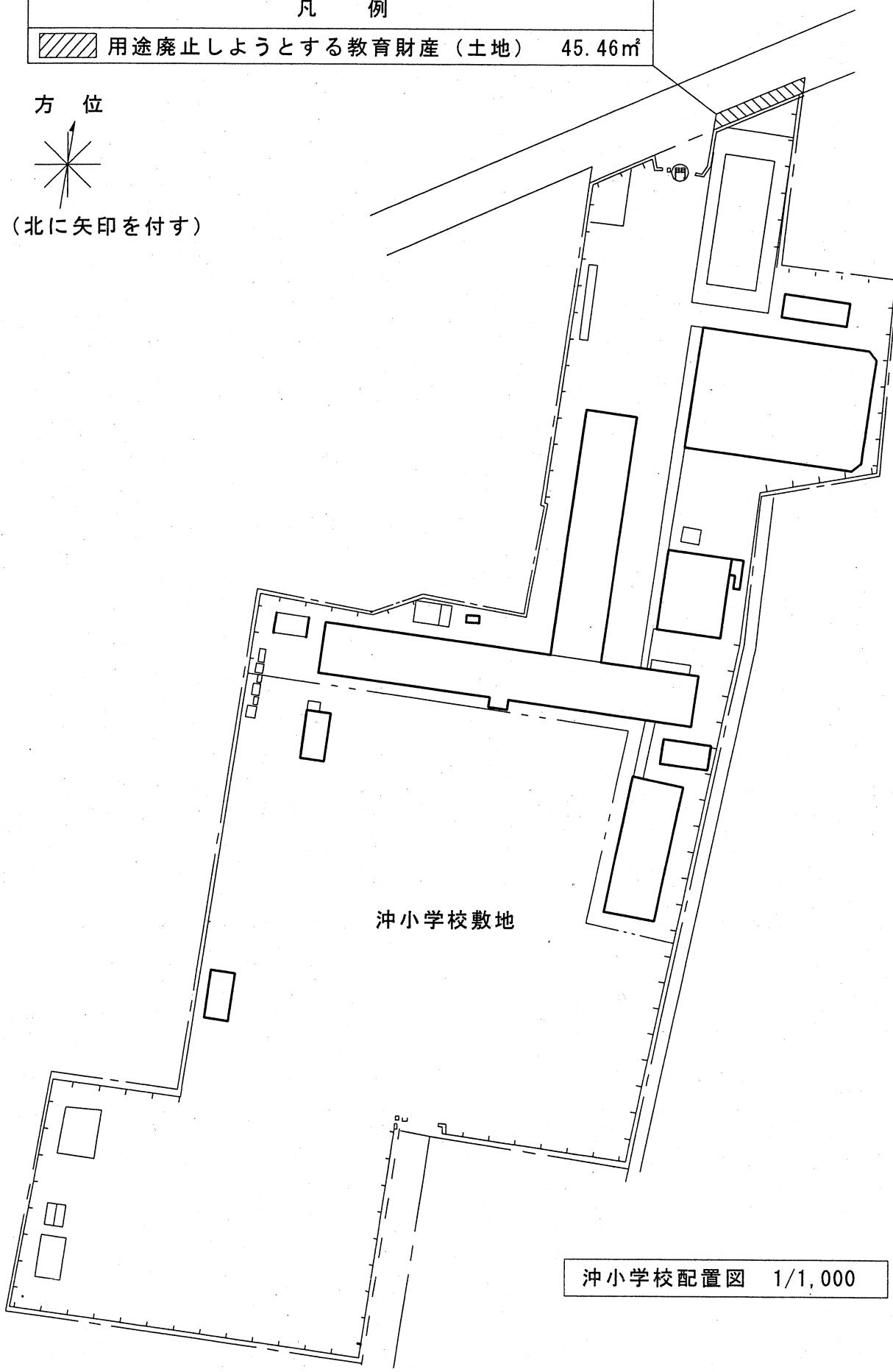
凡 例

斜線部分 用途廃止しようとする教育財産（土地） 45.46m²

方 位



(北に矢印を付す)



沖小学校配置図 1/1,000

議案第46号

門真市教育委員会会議規則の一部改正について

門真市教育委員会会議規則（昭和54年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年9月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

教育委員会の会議における秘密会の規定を改めるとともに、所要の規定整備を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会会議規則（昭和54年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議の公開)	(会議の公開)
第20条 会議は、公開とする。ただし、その議決により <u>非公開</u> とすることができます。	第20条 会議は、公開とする。ただし、その議決により <u>秘密会</u> とすることができます。
2 前項ただし書の規定により非公開とした会議（以下「非公開の会議」という。）の議事は、何人といえども他に漏らしてはならない。	2 <u>秘密会</u> の議事は、何人といえども他に漏らしてはならない。
(会議録に記載しない事項)	(会議録に記載しない事項)
第26条 会議録には、 <u>第20条第2項</u> に規定する <u>非公開の会議</u> の議事は、記載しない。	第26条 会議録には、 <u>第20条</u> に規定する <u>秘密会</u> の議事は、記載しない。
(傍聴)	(傍聴)
第28条 会議は、傍聴することができる。ただし、教育長が必要と認めたとき又は <u>第20条第2項</u> に規定する <u>非公開の会議</u> については、 <u>この限りでない</u> 。	第28条 会議は、傍聴することができる。ただし、教育長が必要と認めたとき又は <u>第20条</u> に規定する <u>秘密会</u> については、 <u>この限りではない</u> 。
2 略	2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第47号

平成27年度門真市教育功労者の表彰について

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の規定に基づき、次の者を平成27年度門真市教育功労者として表彰するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年9月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

教育功労者を平成27年11月3日の「文化の日」に表彰するにつき、本案を提出するものである。

平成27年度教育功労者の被表彰候補者名簿

区分	団体及び役職名 (推薦団体名)	氏名 生年月日 (年齢はH27.11.3現在)	業績	主な活動・経歴
第三号				
第二条 委員会の所管に属する学校等の生徒、児童又は園児		第三号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあつた者		

平成27年度教育功労者の被表彰候補者名簿

区分	団体及び役職名 (推薦団体名)	氏名 生年月日 (年齢)はH27.11.3現在)	業績	主な活動・経歴
第三号				
第三条	在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者	第三号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあつた者		

平成27年度教育功労者の被表彰候補者名簿

区分	団体及び役職名 (推薦団体名)	氏名 生年月日 (年齢)はH27.11.3現在)	業績	主な活動・経歴
第三号				
第三条	在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者	その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあつた者		

教育功労者一覧表

平成22年度～26年度

年度	学校教育関係		生涯教育関係	
	氏名	区分	氏名・団体名	所属団体
22	刀瀬 格人	学校歯科医	古里 侑城 家元 歩 橋本 一行 内田 有津子 吉田 實 松永 康子 重水 育美 藤田 俊和 藏口 美紀 岡田 正夫 北田 知昭	スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 公民館 生涯学習課 文化協会 子ども会育成連合会 子ども会育成連合会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部
23	小山 優麻	第五中学校	中元寺 康次 永岡 義光 藤岡 正 桂 勝歳 柴原 伸介 青木 孝悦 門真市剣友会 金生 千華	地域教育文化課 スポーツ振興課 文化協会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部 スポーツ振興課 スポーツ振興課
24	馬場 宏一 松倉 晴明 辻本 里沙	学校医 学校歯科医 第二中学校	小井戸 静江 加藤 春治 知見 浩史 井上 治久 山根 直樹 門真市剣友会 絵本ことの葉会	文化協会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部 ボーイスカウト協議会 スポーツ振興課 図書館
25	西田 龍三 石田 安代 辻川 寛志 藤田 雄子	学校医 学校医 学校医 学校薬剤師	鈴木 尚子 西口 真弓 神田 三枝子 小西 政子 中尾 一郎 門真市剣友会	文化協会 子ども会育成連合会 体育協会 体育協会 スポーツ少年団本部 スポーツ振興課
26			戸田 善隆(戸田愛楓) 鎌田 正義 坂根 勉 中道 清榮 門脇 辰亨 北口 玲子 山田 由雄	月曜書道の会 青少年育成協議会連合会 子ども会育成連合会 文化協会 スポーツ少年団 体育協会・ソフトテニス連盟 体育協会・卓球連盟

議案第48号

平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

平成27年度全国学力・学習状況調査の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

平成27年9月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が8月25日に公表されたことに伴い、本市の結果概要を教育委員会で報告するとともに、市民に対してホームページ等で公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

平成27年度 全国学力・学習状況調査

結果概要（公表内容）

1 小・中学校 結果概要

2 小学校（国語・算数）

標準化得点を活用した過去5年間の推移

3 中学校（国語・数学）

標準化得点を活用した過去5年間の推移

4 児童生徒質問紙・学校質問紙の主な概要